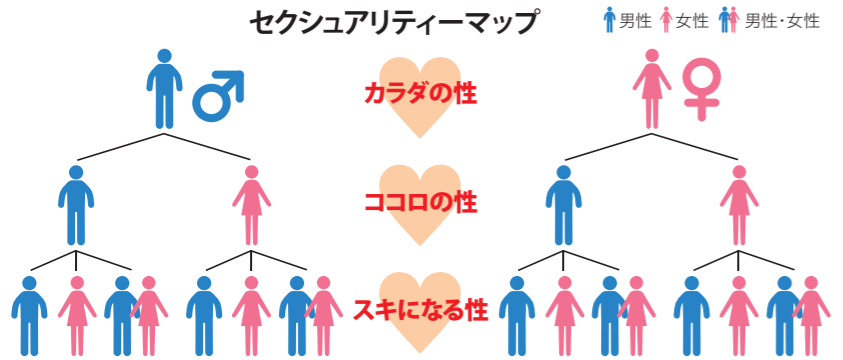


LGBTとは

- L レズビアン**
女性として女性を好きになる人
- G ゲイ**
男性として男性を好きになる人
- B バイセクシュアル**
異性を好きになることもあれば、同性を好きになることもある人
- T トランスジェンダー**
生まれたときの性別とは違う性別で生きる人、生きたいと望む人

LGBTのほかに、性自認や性的指向がはっきりしない、決めたくない、わからない人や自分を男性・女性のいずれとも認識していない人などいます。

セクシュアリティーマップ



出典：電通ダイバーシティラボ(DDL)

カラダの性とココロの性、スキになる対象の性は、くくりのないグラデーションのように少しずつ違って、多様な組み合わせがあります。

LGBT層※に該当する人の比率は8.9%

※LGBTを含む性的少数者

出典：電通ダイバーシティラボ(DDL)「LGBT調査2018」

多様な性について考えよう

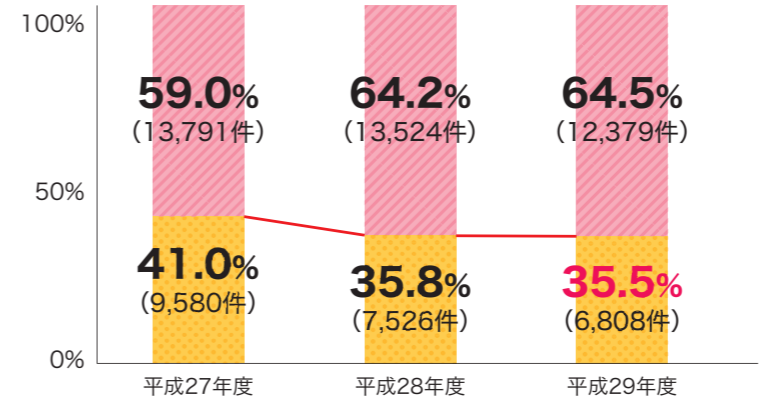
新聞やテレビなどで「LGBT」という言葉をよく聞くようになりました。しかし、まだLGBTについて正しい理解がされていないため、LGBTの人たちが周囲の何気ない言葉に傷ついたり、誤解や偏見から差別を受けたり、自分らしく生きることが難しい状況にあるといえます。

あなたの周りの友人やクラスメート、同僚、近所の人たちの中にも「自分のことを話したい、分かってもらいたい」と思っているLGBTの人がいるかもしれません。「性のあり方」はさまざまであることを理解して、その人の考えや指向を柔軟に受け止めることが大切です。

LGBT

性のありかたも、ひとそれぞれ。

3割をこえる！セクシュアル・ハラスメントの相談



男女雇用機会均等法に関する相談件数

出典：厚生労働省 都道府県労働局雇用環境・均等部(室)での法施行状況

寄せられる相談には、「会社に相談・苦情窓口はあるが、相談しづらい窓口になっていて、相談できない」、「相談ができる職場の雰囲気ではない」といった内容もあります。会社の相談窓口で相談が来ないからといって、職場でセクシュアル・ハラスメントが起こっていないとは言い切れません。

自分の意識をCheck!

あなたは「自分はセクシュアル・ハラスメントとは、まったく無縁」と思っていますか?! 次のチェックリストに、一つでも心当たりがあれば要注意!

- 相手の身体の特徴を話題にする
- 食事やデートにしつこく誘う
- 私生活上の秘密等を暴露したり話題にする
- 性的な冗談は女性も喜んでいると思う
- ヌード写真を他人の前で見せることがある

セクシュアル・ハラスメントとは?

「男女間に関わらず行われる性的嫌がらせ」をさします。職場だけでなく、上下関係があるところに起こりやすく、立場上、投げかけられた言動に対して意見をしたり、拒否しにくいという現実があります。セクシュアル・ハラスメントは重大な人権侵害。被害に対しては声をあげ、また自分の言葉が相手にとって不快でないか言動を見直すなど、セクシュアル・ハラスメントを許さない社会をつくっていきましょう。

セクシュアル・ハラスメント

不快な思いをさせるだけで、セクシュアル・ハラスメント行為になる場合も!

デートDV 恋人のことを、自分のモノと 思っていませんか?

「好きだから」では許されない!

「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者からの暴力」をドメスティック・バイオレンス(DV)といいます。そのなかでも恋人間で起こる暴力は、デートDVと呼ばれます。殴る、蹴るといった身体への暴力だけでなく、たとえば交友関係を細かくチェックし行動を制限するなど、相手を自分の思いどおりに支配しようとする行為もデートDVです。

「なんで分かってくれないんだ!」と怒ったり、「独り占めしたい」という感情から、一方的に自分の気持ちをぶつけてしまうのは、相手をコントロールし「自分のモノ」として扱うことになってしまいます。

暴力にはいろんな種類があります

どんな事情があっても、暴力をふるっていいという理由にはなりません

- 身体的暴力**
 - 殴る ●蹴る ●平手で打つ ●物を投げる ●首を絞める など
- 精神的暴力**
 - 何を言っても無視する ●口汚くののしる ●脅す ●恥をかかせる など
- 性的暴力**
 - 性的行為の強要 ●避妊に協力しない ●ポルノを無理やり見せる など
- 社会的暴力**
 - 人間関係・行動を監視する ●家族や友人との付き合いを制限する ●電話や手紙を細かくチェックしたりする など
- 経済的暴力**
 - 金銭的な自由を与えない ●外で働くことを禁じる、仕事を無理やりにやめさせようとする など

職場の男女格差

女性もスキルアップが図れ、みんなが活躍できる職場に!

変わりゆく社会を知る

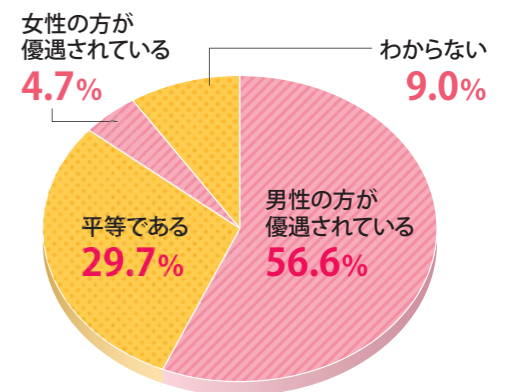
働く人が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されながら、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整えることが大切です。

このため、男女雇用機会均等法では、募集・採用、配置・昇進などで、性別を理由とした不利益取り扱いの禁止などが定められています。

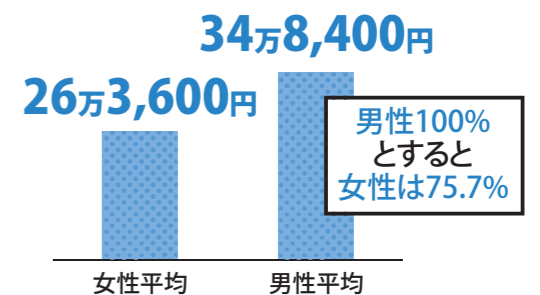
また女性の活躍をさらに進めるための女性活躍推進法が平成27年に成立し、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するための数値目標等の公表が事業主に義務付けられました*。

*常時雇用する労働者が300人以下の民間企業等にとっては努力義務

まだまだ残る職場の男性優遇



職場における男女の地位の平等感
出典：内閣府「平成28年度 世論調査」



正社員・正職員男女の賃金格差

出典：厚生労働省「平成29年度 賃金構造基本統計調査」

DVに関する相談

大阪市配偶者暴力相談支援センター
TEL.06-4305-0100
月～金曜日(祝休日・年末年始を除く) 9:30～17:00

女性の悩み全般に関する相談

クレオ大阪中央 女性総合相談センター
●総合相談受付 TEL.06-6770-7730
(面接の予約、情報提供など)
●悩みの電話相談 TEL.06-6770-7700
火～土曜日10:00～20:30、日・祝日10:00～16:00
※クレオ大阪中央の休館日をのぞく

男性の悩み全般に関する相談

クレオ大阪子育て館 男性の悩み相談
TEL.06-6354-1055
金曜日19:00～21:00、毎月第3日曜日11:00～17:00
※クレオ大阪子育て館の休館日をのぞく